

ベニpay取扱店募集要項

令和8年7月

山形市では、物価高の影響を受ける生活者の負担を軽減し消費喚起を促すことで、地域経済の回復を図ることを目的として、山形市地域活性化プレミアム付電子商品券を発行します。これにあたり、「ベニpay」の取扱店を下記のとおり募集しますので、ぜひお申込みください。

1. 今年度の予定事業

商品券名称	山形市地域活性化プレミアム付電子商品券 第7弾	山形市地域活性化プレミアム付電子商品券 第8弾
媒体	スマートフォンアプリ「ベニpay」	スマートフォンアプリ「ベニpay」
発行総額	18億7,500万円	18億7,500万円
販売価格	1口5,000円	1口5,000円
発行価格	1口6,250円	1口6,250円
プレミアム率	25%	25%
利用期間	令和8年4月17日～令和9年1月31日	令和8年8月26日～令和9年1月31日
購入対象者	どなたでも	
取扱店	取扱申込期間内に申込があった店舗のうち、山形市内に店舗又は営業所を有しており、山形市が取扱店として承認した店舗	
対象外商品	① 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、水道料金など） ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入 ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ ⑦ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑨ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの	
換金頻度	週1回の自動振込となり、手続きは不要です。 <u>インターネット環境がない場合もお取扱いただけます。</u>	

2. ベニ pay の取扱店申込方法

1) 申込み方法

本募集要項に同意のうえ、山形市プレミアム商品券特設ホームページに設置した応募フォームからお申し込みください。

※特設ホームページからの申込みが困難な場合、取扱申込書に必要事項を記入し、郵送でお申し込みください。

※ベニ pay 取扱申込書は、山形市役所ホームページからもダウンロードできます。

(市役所ホームページ：<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/shogyo/1006752/1019178.html>)

2) 申込書の郵送先

郵便番号 〒990-9790

山形市中桜田一丁目 7-23

山形市プレミアム商品券事業事務局

3) 申込み期間

令和8年12月25日(金)まで



[特設ホームページ二次元コード]

yamagata-premium.com

3. 取扱店における厳守事項

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- 2) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- 3) 消費者は商品券を現金化することはできません。
- 4) 不足分は現金等で受け取ってください。なお、現金との併用ができない場合は、利用者に丁寧に説明してください。
- 5) 山形市プレミアム商品券事業事務局（以下「プレミアム商品券事務局」という）から提供を受けた取扱店情報を登録した取扱店用二次元コード（二次元コードが表示された紙面、その他の媒体を含む）を適切に維持・管理してください。
- 6) 取扱店であることが明確になるよう、プレミアム商品券事務局が交付する取扱店表示を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 7) 取扱店独自で対象外商品を設定する場合は、必ず、利用者が見てわかるように表示をしてください。
- 8) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（山形市）及びプレミアム商品券事務局はその責を負いません。

4. 取扱店登録資格

山形市内に店舗又は営業所を有する者。ただし、次の事業者を除きます。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- 2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- 3) 「1. 今年度の予定事業 対象外商品」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- 4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の取り消し等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

6. 換金

1) 換金手続き方法

換金の手続きは不要です。事務局が指定した締日の24時に取扱店毎に未換金分の取引残高を算出し、その残高が1万円以上の場合には、取扱店が予め指定した口座へ3営業日後に振り込みします。ただし、残高が1万円未満の場合には振込は行わず、次回に繰り越しとなります。商品券利用期間終了後の最終換金日では、残高が1円以上有する全ての取扱店に振込を行います。

換金時の振込手数料は事務局が負担いたしますので、取扱店のご負担はありません。

2) 残高締日と振込日

スケジュールは、取扱店に配布するスターターキットに同封する書類にてお知らせします。尚、残高の締め作業と振込については週1回の頻度を予定しております。

7. その他留意事項

本募集要項に記載のない事項などに関しては、協議を行います。

8. お問い合わせ先

ベニ pay コールセンター

T E L : 0 1 2 0 - 3 0 6 - 5 7 0

開設期間：令和9年1月31日まで

開設時間：9時00分～19時00分

※年末年始(12月30日～1月3日)は休業